

## 日本ボーイスカウト福島連盟運営委員会要領

この要領は、日本ボーイスカウト福島連盟規約第30条に基づき、同規約第29条に定める各運営委員会の目的、組織、部会、任務等について定め、同委員会の運営に資することを目的とする。

### 【総務委員会】

第1条 総務委員会は、団組織の拡充と、情報提供による自主的活動の活性化を促すことを目的として、次の取組みを行う。

- ・ホームページの管理に関すること。
- ・団関係者への確実な情報伝達に関すること。
- ・つつじの発行に関すること。
- ・スカウトの募集やボーイスカウト活動全般の広報に関すること。
- ・スカウト活動を通じて社会意識の高揚となる事業に関すること。

### 【プログラム委員会】

第2条 プログラム委員会は、隊活動に有効なプログラムの提供をし、ボーイスカウト運動の活性化を促すことを目的として、次の取組みを行う。

#### ① 進歩部会

- ・基本原則を基にした部門別の適正なプログラムの提供に関すること。
- ・直接スカウトに施す全県的プログラム事業に関すること。  
(訓練会、スカウトフォーラム等)
- ・各種行事の企画運営に関すること。  
(技能大会、ラリー等のイベント や式典など)

#### ② 宗教部会

- ・宗教章講習会の開催に関すること。  
(県連開催、地区開催時期の調整や教導職、講師等の確保と派遣)
- ・大会、行事などにおける宗教儀礼の実施に関すること。  
(主催者の依頼による教導職や講師等の確保と派遣)

### 【指導者養成委員会】

第3条 指導者養成委員会は、成人指導者（隊指導者、団委員）に対する本運動の理解と研鑽の場の提供、ならびに本運動において「セーフ フロム ハーム」を推進することを目的として、次の取組みを行う。

#### ① 指導者養成関連

- ・県連主催の指導者養成機関の開設運営に関すること。  
(定型訓練、定型外訓練、各種講習会の開設)
- ・各訓練への参加促進に関すること。  
(ウッドバッジ研修所、ウッドバッジ実修所への入所促進)

② セーフ フロム ハーム関連

- ・「セーフ フロム ハーム」活動の促進、研修、広報等に関すること。
- ・「セーフ フロム ハーム」に関する相談窓口の運営ならびに問題対応に関すること

【健康安全委員会】

第4条 健康安全委員会は、スカウト活動における安全管理に関する知識と技能をスカウト、指導者、保護者に提供することを目的に次の取り組みを行う。

① 訓練関連

- ・救急法講習会の開催に関すること。  
(地区開催時期の調整や主任講師の派遣)
- ・看護法講習会の開催に関すること。  
(地区開催時期の調整や主任講師の派遣)
- ・救急指導員養成講習会の開催に関すること。
- ・大会、行事などで開設する救護所の支援に関すること。  
(主催者の依頼による適格者の確保と派遣)
- ・日本連盟共済制度の広報と運用に関すること。
- ・災害時における奉仕活動に関すること。

② 感染症等対策関連

- ・感染症等スカウト活動において健康安全に支障のある問題の拡大防止のための情報収集・周知ならびに対策に関すること。

【組織拡充委員会】

第5条 組織拡充委員会は、当連盟の組織ならびに運動を拡充させることを目的として、次の取り組みを行う。

- ・加盟員増加に関すること。
- ・スカウト募集のための有益な方策の提供に関すること。
- ・指導者確保のための有益な方策の提供に関すること。
- ・保護者との連携強化に関すること。
- ・当連盟の組織拡充を目的とした対外的な活動に関すること。

附則（施行期日）

本要領は、令和5年6月11日から施行する。